

入札公告

令和8年5月18日

次のとおり一般競争入札に付します。

分任支出負担行為担当官代理
名古屋植物防疫所庶務課長 横森 孔司

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 名古屋植物防疫所他2箇所官用自動車点検等業務（単価契約）
（電子入札方式対象案件）
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 車両配置場所一覧表のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 入札説明書6に示す書類を提出できる者であること。
- (5) 6の提出書類の提出期限の日から、7の開札の日までの間において、契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 電子調達システム（GEPS）の利用

- (1) 本案件は、入札手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子入札により難しい場合は、事前に発注者宛に紙入札による申出書を提出すること。
- (2) システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。

4 入札方法

- (1) 入札は、紙入札方式を除き、電子調達システムによる。また、本案件においては、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。
- (2) 入札書には、仕様書等に記載する業務に関する経費等、この契約の履行に要する一切の諸経費を含めた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、落札した者は、担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

5 契約条項を示す場所及び入札説明書の取得方法

(1) 入札説明書

本案件に係る資料は調達ポータル「調達情報の検索」にて、必要な情報を入力又は選択し、本案件を検索のうえ「入札説明書」をダウンロードすること。

ただし、調達ポータルから「入札説明書」をダウンロードできない場合は、「6（3）」に記載の場所まで問い合わせること。

(2) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

6 提出書類の提出場所及び提出期限

(1) 電子入札方式による場合

提出書類提出締切日時	令和8年6月2日（火） 午後5時00分
提出書類	令和7・8・9年度資格審査結果通知書のPDFファイル

(2) 紙入札方式による場合

提出書類提出締切日時	令和8年6月2日（火） 午後5時00分（必着）
提出書類	令和7・8・9年度資格審査結果通知書の写し 1部 紙入札による申出書（参考様式） 1部

(3) 提出場所

電子調達システムにより提出する。ただし、電子調達システムを利用できない場合は、下記の場所に持参、書留郵便（提出期限必着）により送付または電子メールを送信する。

〒455-0032
名古屋市港区入船2-3-12（名古屋港湾合同庁舎9F）
名古屋植物防疫所庶務課用度係 電話：052-651-0111
メールアドレス pps_nagoya_shomu@maff.go.jp

7 入札執行の場所及び日時

(1) 日 時 令和8年6月3日（水）午前10時00分 入札後直ちに開札を行う

(2) 場 所 名古屋植物防疫所 第1会議室（名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎8F）

ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和8年6月2日（火）午後5時までに上記6の（3）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。

なお、電報、ファックス、電子メールによる入札は認めない。

電子入札による場合は、電子調達システム「入札（見積）書提出」画面にて令和8年6月2日（火）午後5時までに提出を行うこと。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金 免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/nag.html>）をご覧ください。

5 契約条項を示す場所及び入札説明書の取得方法

(1) 入札説明書

本案件に係る資料は調達ポータル「調達情報の検索」にて、必要な情報を入力又は選択し、本案件を検索のうえ「入札説明書」をダウンロードすること。

ただし、調達ポータルから「入札説明書」をダウンロードできない場合は、「6（3）」に記載の場所まで問い合わせること。

(2) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

6 提出書類の提出場所及び提出期限

(1) 電子入札方式による場合

提出書類提出締切日時 令和8年6月2日（火） 午後5時00分

提出書類 令和7・8・9年度資格審査結果通知書のPDFファイル

(2) 紙入札方式による場合

提出書類提出締切日時 令和8年6月2日（火） 午後5時00分（必着）

提出書類 令和7・8・9年度資格審査結果通知書の写し 1部
紙入札による申出書（参考様式） 1部

(3) 提出場所

電子調達システムにより提出する。ただし、電子調達システムを利用できない場合は、下記の場所に持参、書留郵便（提出期限必着）により送付または電子メールを送信する。

〒455-0032

名古屋市港区入船2-3-12（名古屋港湾合同庁舎9F）

名古屋植物防疫所庶務課用度係 電話：052-651-0111

メールアドレス pps_nagoya_shomu@maff.go.jp

7 入札執行の場所及び日時

(1) 日 時 令和8年6月3日（水）午前10時00分 入札後直ちに開札を行う

(2) 場 所 名古屋植物防疫所 第1会議室（名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎8F）

ただし、郵送による入札を行う者は、入札書を令和8年6月2日（火）午後5時までに上記6の（3）に示す場所に必着するよう書留郵便にて郵送すること。

なお、電報、ファックス、電子メールによる入札は認めない。

電子入札による場合は、電子調達システム「入札（見積）書提出」画面にて令和8年6月2日（火）午後5時までに提出を行うこと。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金 免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ（<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/nag.html>）をご覧ください。

官用自動車点検等業務仕様書

1. 対象自動車

官用自動車点検車両一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車とする。

2. 請負内容

(1) 請負者は、契約担当官等又はその補助者(以下「発注者」という。)の発行する発注書に基づき、一覧表で示す車両配置場所から対象車両を請負者施設へ運び業務を実施し、業務終了後は車両配置場所に返還するものとする。なお、発注者は一覧表に記載されている車両に変更が生じる場合には、速やかに通知するものとする。

(2) 点検整備業務の具体的な項目は、一覧表に定めるとおりとする。

自動車における点検とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第48条に基づく自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。)第2条第1項及び第3項に規定する別表第3及び第5並びに第6において、指定される月ごとに点検を行うとされている全ての項目の点検等をいう。

ア. 小型貨物自動車における継続検査12ヶ月点検とは、法第62条の継続検査をいう。並びに点検基準別表第5において、12月ごとに行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、継続検査12ヶ月点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイルを含むものとする。

イ. 普通乗用自動車及び軽自動車における継続検査2年点検とは、法第62条の継続検査をいう。並びに点検基準第6において、2年ごとに行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、継続検査2年点検には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイルを含むものとする。

ウ. 小型貨物自動車における6ヶ月点検とは、点検基準別表第5において、6月ごと点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

- エ. 普通乗用自動車及び軽自動車並びに小型貨物自動車における1年点検とは点検基準別表第6において1年毎に行うこととされている全ての項目の点検をいう。
- オ. 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める自動車検査独立行政法人及び法第74条の3に定める軽自動車検査協会において審査を受けること又は法第94条の2に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。
- カ. 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続きの代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。
- キ. 車両陸送とは、車両配置場所及び自動車整備工場間の引き取り作業及び返還作業をいう。
- ク. エンジンオイルについては、S N品質（API規格）のものとし、交換については、6ヶ月を目安とする。オイルエレメント交換はエンジンオイル交換2回につき1回を目安とする。ワイパーブレードゴム交換、ファンベルト交換、ラジエーター液（ロングライフクーラント）交換、ウォッシャー液補充、エンジンドレンプラグパッキン交換、発煙筒交換及びクリーンフィルター交換は、それぞれ部品代及び工賃を含むものとする。
- ケ. 各種部品（油類を含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品の引き取り費用を含むものとする。
- コ. 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。
- サ. タイヤ装脱着（夏タイヤ→冬タイヤ、冬タイヤ→夏タイヤ）については、装着したタイヤの空気圧調整及びローテーションを含むものとする。
当所が要望した場合は、代車を用意すること。
部品のうち、ワイパーブレードゴムについては、純正品と同等の規格と品質を有している汎用品も可とするが、別途発注者と協議すること。
- シ. タイヤ交換については、タイヤ本体価格、組み替えバランス、廃タイヤ処理料及び装脱着のすべてを含むものとする。

なおタイヤについては、次の条件を満たし、発注者と協議の上決定すること。純正品同等の規格と品質を有しているもので、かつ、ラベリング制度により低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤを使用し、安全性の確保が図られ可能な限り転がり抵抗係数の低いものとする。上記サ及びシの業務は、点検・検査とは別の時期にも発注できるものとし、発注者はキの車両陸送も含めて請負者に依頼できるものとする。また、部品一覧に定める部品が故障したことにより発注者が部品交換を求めた場合には、単価表に基づき部品交換を行うものとする。

- (3) 車体検査・定期点検及び各種整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、別紙一覧表に予定数量を提示するが、発注数量を確約するものではない。また、請負者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、発注者に連絡の上、指示を受けるものとする。
- (4) 請負者は、車両の返還にあたっては、発注者に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、可能な限り新旧部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。なお、整備内容が多岐に渡り、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

3. 検査

請負者は、業務の履行を完了したときは、発注者の命じた職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

4. 支払い

- (1) 請負者は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分をとりまとめ、発注者に請求することができる。発注者は、請負者が提出する適法な支払請求書の請求日から30日以内に請求金額を支払わなければならない。
- (2) 自動車重量税の納付の手続きは、乙が費用を負担の上行うものとする。なお、自動車重量税の納付に係る請求を行う場合は、請求書を他の請求とは別葉とするとともに、当該納付に係る領収書等関係書類を添付するものとする。
- (3) 自動車損害賠償責任保険の納付の手続きは、乙が費用を負担の上行うものとする。

なお、自動車損害賠償責任保険の納付に係る請求を行う場合は、請求書を他の請求とは別葉とするとともに、当該納付に係る領収書等関係書類を添付するものとする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、名古屋植物防疫所庶務課用度係と協議の上決定するものとする。

番号

発注書

控

下記のとおり発注してよい。			担当者
令和 年 月 日			
契約等担当職員 または補助職員			
記			
件名	数量	単価	金額
履行場所			
履行期限			
業者名			
備考			

番号

発注書

令和 年 月 日			
殿			
契約等担当職員 または補助職員			
下記により整備等を実施されたい。			
記			
件名	数量	単価	金額
履行場所			
履行期限			
備考			

注意事項 この発注書は代金請求のときに提出
して下さい。

車両配置場所一覧表

No	所名	登録番号	種別用途	車名	履行場所
1	名古屋植物防疫所	名古屋305る728	乗用	プリウス	〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎地下駐車場
2	名古屋植物防疫所	名古屋401は9497	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
3	名古屋植物防疫所	名古屋401ふ2936	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区西倉町1 ガーデンふ頭西駐車場
4	名古屋植物防疫所	名古屋401と4668	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
5	名古屋植物防疫所	令和8年度購入予定車両	乗用	-	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
6	名古屋植物防疫所	名古屋401と4669	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎地下駐車場
7	名古屋植物防疫所	名古屋401ま514	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
8	名古屋植物防疫所	名古屋401そ5606	小型貨物	ハイエース	〒455-0032 名古屋市港区西倉町1 ガーデンふ頭西駐車場
9	名古屋植物防疫所	名古屋401ひ4536	小型貨物	ADバン	〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 名古屋港湾合同庁舎地下駐車場
10	名古屋植物防疫所	名古屋401む9904	小型貨物	プロボックス	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
11	名古屋植物防疫所	名古屋581つ5681	軽乗用	ワゴンR	〒455-0032 名古屋市港区入船2-5 名古屋港湾合同庁舎駐車場
12	名古屋植物防疫所南部出張所	名古屋401ね2466	小型貨物	ADバン	〒478-0047 愛知県知多市緑町5
13	名古屋植物防疫所南部出張所	名古屋401さ5850	小型貨物	パートナー	〒478-0047 愛知県知多市緑町5
14	名古屋植物防疫所中部空港支所	名古屋401め9246	小型貨物	プロボックス	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港CIQ庁舎内
15	名古屋植物防疫所中部空港支所	名古屋401め9247	小型貨物	プロボックス	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 中部空港合同庁舎内